

岐阜県高等学校文化連盟器楽部会規約

- 第1条（名 称） この会は岐阜県高等学校文化連盟器楽部会と称する。
- 第2条（事務局） この会の事務局は専門部長が在任する学校におく。
- 第3条（目 的） この会は岐阜県高等学校器楽・管弦楽・日本音楽の育成指導に努め、その向上発展を行う。
- 第4条（事 業） この会はその目的達成のために次のような事業を行う。
- ①交流発表講習会：5月開催
 - ②連合音楽会 : 7月開催
 - ③ギター・マンドリン、邦楽合奏コンクール：11月開催
東海選抜高等学校ギター・マンドリンフェスティバル、全国高等学校総合文化祭出場予選会を兼ねる。
- 第5条（組 織） この会は岐阜県下の高校ギター・マンドリン部、ギター部、管弦楽部、箏曲部で構成される。
- 第6条（役 員） この会には次の役員を置き、任期は2年とするが再任を妨げない。
- ①会 長 1 名 加盟校の校長がこれにあたり、部会の事業を総括する。
 - ②専門部長 1 名 顧問の互選により選出し、部会の行なう事業について直接これを総括する。
 - ③事 務 局 2 名 ギター・マンドリン部顧問から1名、箏曲部顧問から1名を互選により選出し、専門部長を補佐代行する。
 - ④会 計 1 名 顧問の互選により選出し、会計にあたる。
 - ⑤会計監査 1 名 顧問の互選により選出し、会計監査にあたる。
 - ⑥地区代表 3 名 顧問の互選により選出し、評議員会に出席する。
- 第7条（会 議） この会は次のような会議を行う。
- ①総 会：毎年、年度始めに総会を開催する。総会は会長が召集し、総会の決議は出席者の過半数により成立するものとする。
 - ②顧問会議：各事業の1ヶ月前には開催し、事業の運営について協議する。また2月の顧問会議では一年間の反省と次年度の事業、役員を決める。
 - ③役 員 会：役員会は必要に応じて会長が召集する。
- 第8条（会 計） この会の経費は、岐阜県高校文化連盟の経費によってまかなわれる。ただし、大会参加費は加盟校から徴収する。
- 第9条（規約の改正） この部会の規約は総会の決議によって改正することができる。
- 〈付 則〉 本規約は平成23年4月1日より実施する。